書評

田村安興著『天皇と官吏の時代—1868~1945—』を読んで (2014年9月26日発行A6403頁 清文堂)

Martin*
Zhang Min*

著者の田村安興教授は高知大学で32年間勤務した。田村教授は高知県出身で、高知大学を卒業した後、京都大学で修士課程と博士課程を修了された。高知大学で専門教育の中で日本経済史を担当されている。田村安興教授は日本農業経済、市場流通及び歴史を研究されている。1994年に市場史を中心にする『日本中央市場研究』を出版され、また、『高知論業』にも数多く執筆されてきた。田村安興教授は近年、天皇と官吏等について研究され『天皇と官吏の時代』を書かれた。本書は、著者が、長年研究されてきた課題を集大成された労作である。定年退職する機会に本書を世に送られたことは、著者にとって感慨深いことであろう。明治以来の国体について、著者は、「本書はその断面を示したにすぎない」と述べられているが、読者は、本書の随所から多くの示唆を得られることには間違いない。

1. 本書の構成

本書は、近代日本天皇制と官僚の関係についてまとめたものである。田村教授によると明治・戦前期の日本は"天皇と官吏の時代"と言うべき日本史上特筆すべき時代である。この間における天皇の役割は多面的、かつ複雑であった。

高知論叢(社会科学)第110号 2015年3月

^{*} 高知大学大学院

天皇にはさまざまな側面がある。天皇の性格は変容しつつも存続して多様な役割を担ってきた。同書は従来個別に論じられてきたこの時期の天皇像, すなわち親祭, 親政, 統帥を一身のなかで具現する天皇像を諸官との関係で検討した。

近代の天皇に関して官民が出版した学術書,一般書は明治以来数多い。大半は伝聞や伝説的な事績を述べたものであるが、本書は天皇と諸官の関係を実証的に明らかにしている。従来は配慮と資料上の制約から、一側面や、一時期だけの業績は少なくなかったが、明治・大正・昭和と続き、かつ性格が変容しつつも官僚によって維持されてきた天皇と諸官の関係を解明した数少ない学術書である。本書は内容と論点も多岐にわたっている。

『天皇と官吏の時代―1868~1945―』(2014年9月26日発行 清文堂) は以下の様な章構成である。

序章 かつての天皇という存在をめぐって

第1章 天皇神聖神話

第2章 明治太政官制と親裁

第3章 『明治天皇紀』にみる国事行為

第4章 君主と統帥権思想の来歴

第5章 武官人事大権と天皇

第6章 帷幄上奏システムと親裁

第7章 開戦前御前会議と親裁

田村教授は明治国家の国体に関して「明治維新が課題とした天皇親政とは,天皇による直接統治を復活するはずのものであった。ところがその親政は"有司専制"によって阻止されてしまったとする事が通説であった。しかし,親政は決して否定されたのではなく,官僚が取り仕切る立憲君主制下の親裁として止揚された。日本は朝廷を公の権威とし,諸官は太政官,祭祀を担ってきた。ただし,幕末の孝明天皇在位期に至るまでの永きにわたって朝廷の権威は失墜していた。明治政権は,西南雄藩の下級武士と連携した岩倉具視を中心とする開明派公卿によるクーデターによって成立した。彼らは,旧藩主,摂関家を排除して,日本古来の国体に復する事を宣言した。それ故に新政府は何よりも官僚と天皇が一体になった親政でなければならなかった。明治維新は,"御親政"

を実現するために文武官が主導した革命であったと言えよう。」と評している。

本来、議会は天皇を協賛する機関にすぎなかった。輔弼の副署が記載された 文書を裁可する事によって行われる親裁とは、統治には不答責である象徴天 皇によってなされた。明治憲法にある、"万世一系これを統治す、統治権総攬、 統帥権"などの言葉は、後年において天皇親政、親征の意味と理解されてきた。 すなわち天皇といえども憲法に基づいて統治するものの、親政が天皇本来の姿 であると理解する者が多かった。近代日本の政体はそのような曖昧さを秘めて おり、それは憲法そのものに内在する矛盾でもあった。

2. 本書の対象と内容

序章:かつての天皇という存在をめぐって、数多い先行研究があった。本書では以下の様に整理している。

第一に、法制史からの研究による見解である。天皇の権力は官僚等に制約されていたが立憲君主制への道を開いたと評価する見解が近年出されている。ただし、この見解では、立憲君主制への道は萌芽に留まり、政党内閣の自滅と戦時大本営の常態化によって立憲君主制は有名無実となったことが重視されていない。

第二に、日本の君主制の評価には歴史学から二つの見方がある。この見解は ハーバード・ビックス『昭和天皇』と、ドナルド・キーン『明治天皇』から出 されたのである。この両者の見解を海外の代表的な国体論と見なし、それぞれ について評価を加えている。

第1章 天皇神聖神話,では天皇が,祭祀者,統治権総覧者,統帥権者という三つの顔を有したとすれば,それらは別々のものではなく,各側面におけて不可分に連繋し,天皇一身に国体が体現したものであるという本書の前提から,明治憲法設計者に映じた神学の影響がその後の国体に影響を与えた思想史的背景を明らかにしようとしている。第2章 明治太政官制と親裁,第3章 『明治天皇紀』にみる国事行為は統治権総攬者として,明治維新政府が如何に明治天皇を位置づけてきたのかを明らかにしている。第4章 君主と統帥権思想の

来歴では君主と統帥権思想史を明らかにしている。第5章 武官人事大権と天皇,第6章 帷幄上奏システムと親裁,第7章 開戦前御前会議と親裁,では,統帥権者としての天皇像を資料に基づいて解明している。

第二次大戦後の極東国際軍事裁判以降,天皇には戦争責任はなく,明治憲法に基づく統帥権者としての天皇は軍の操り人形であったという見方が,GHQ,日本政府,国民世論の常識であった。このような見解に対して,本書では歴史資料に基づいて統帥権者としての天皇の仕事を明らかにしている。

本書は天皇への戦争責任をのみ解明する事に意図があるのではなく、曖昧な 柔構造の国体そのものの意味、多面的で複雑な日本の国体そのものの存在と戦 争責任に接近しようとした事が本書刊行の意義である。

3. 本書における著者の論点

本書において著者が主張した事を述べよう。

第1に、親裁に実質が伴っていた事である。天皇は単なる御輿でなく、メディアを含む輿論等を常に考慮していた。ただし、文武官が親裁を取り仕切ってきた。憲法制定以降、日本の親裁体制は「立憲君主制」と併存する事で政体が維持され、文武官、各部局の対立は、天皇の裁断によって調整されてきた。旧憲法下の天皇は統治権を総攬して親裁を行ってきたという事実が、かつては何人も否定する者はいないこの国の前提であったが、第2次大戦後はそのことは官吏専横を糊塗するための架空の物語であるとされた。しかし、実際は、親政、親祭、親征を行うために官吏は親裁というシステムを作り上げてきた。

第2に、昭和戦前期における天皇在位期間の大半は戦時・準戦時体制下であったが、その時期如何に拘わらず国家元首が統帥権を有した。明治2年の太政官職制以降、機務事項は直接天皇に上奏し、太政官を通さない慣例があった。武官登用制度はすでに維新直後から整備されていた。また武官任用試験制度は文官任用試験制度より10年以上早く成立していた。武官官吏等級表が文官官吏等級表から分かれて、明治5年から明治6年にかけて独自の等級表となった。武官の勅任官、奏任官の数が文官に比べて圧倒的に多く、予算額でも、幹部人

員数でも貧弱な他省の関与を、軍は排除する力を有した。陸海軍(卿/大臣)の長は他の省(卿/大臣)と同格とは言えず、しかも、内閣総理大臣は国務大臣と同格であった。憲法制定以降の内閣官制において、軍令は内閣総理大臣の副署も不要となった。その結果、内閣の中で軍が聖域化、独立する事は必然的な帰結であった。軍高官は徴兵令制定以降、大量に動員される軍人の指導者であり、しかも命をかけて国家を護持する軍高官は戦争の度に称賛され、叙勲によって戦死しても名誉を得た。軍高官は、政争や汚職を行う文官高官とは比較にならず、大衆から支持される特殊公務員であった。天皇は陸軍の進言により、明治初年から、宮中内外において常に軍服を着用し、陸海軍武官官吏等級表最上位の大元帥であった。親王も大元帥に次ぐ地位であった。従って、同じ親任官、勅任官と雖も文官と武官とは格差があると見られていた。

大元帥の階級は軍官等表において明治4年兵部省官等表と5年海軍省官等表に記されている。明治4年以降も大元帥は天皇の称号であった。帷幄上奏からその裁可にいたる判断には、経済、外交、内政に関して総合的な知見が必要である。武官による帷幄上奏は、陸海軍の将官による合議を積み重ねた総意が上奏されることが常であったが、文武官の決定的な対立は聖断によって解決した。無論、親臨による御前会議は上奏、裁可を積み重ねた国家の最高意思決定機関であることは、維新以来変わる事がなかった。

統帥権の独立と帷幄上奏は日本を戦争に導いた戦犯に等しい扱いがなされてきた。しかし、色眼鏡をかけず国防と軍の命令系統を検証すると、帷幄上奏と裁可、裁断、聖裁は、宮中の伝統的な儀式の形式に則った一種の日本的な儀式でもあった。

第3に、一九四五年までの日本は、高官にのみ上奏の権限がある限定的な「立憲君主制」であったが、あくまで御前会議が最高国家意思決定の場であった。議会が有力な勢力となる時は大正・昭和の一時期にあったが、その時においても国家権力は君主と官僚の側にあった。ただし、君主の統治権を官吏が侵害するものではなく、官吏はあくまで政治的、経済的に中立であり、公のための公僕であった。つまり、日本の政体は非常によく発達した官吏が担っていた。

4. 本書の意義

本書は、高官の日記や御前会議議事録などの史料を中心に用いながらテーマに接近した学術書である。

本書刊行直前において『昭和天皇実録』完成の報道があった。ただし、同書は刊行されておらず、『昭和天皇実録』は本書には反映されていない事は無論である。『明治天皇紀』は昭和天皇時代に刊行され、以来1世紀近くが経過して『昭和天皇実録』が世に出た。「紀」とせず「実録」としたことは歴代の天皇紀では異例である。『大正天皇紀』は出版される予定はないと言われている。明治天皇に関する書物は、『明治天皇紀』を含めて伝説的な文書がその大半である。昭和天皇は、戦前では現人神として扱われた。戦後は極東国際軍事裁判を経て、腫れ物に触るような扱いがなされて学術書は少なかった。大別すれば、①天皇は単なる神輿である。②神輿以上であるが官吏の衆議に従ってからは平和を指向した。③天皇は明確に統帥権、統治権を実際に行使し戦争責任を有している。以上の3点に分かれるが、本書では天皇が多面性と多義的性格を示しており、親裁、親征、親祭のいずれをも行使し、現世における統治権、統帥権を有した事を明らかにした。本書は多くの資料を用い、独自の視点から天皇と諸官の関係を解明した好著である。